

(お知らせ)



平成28年9月14日

## 社長記者会見概要

皆さんには、お忙しいところお集まり頂きましてありがとうございます。日頃より当社事業へのご理解を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日は、現在進められている新規制基準への適合性審査の状況を踏まえた当社の新たな事業開始時期について、青森県・むつ市並びに青森県議会・むつ市議会へご報告に伺った次第であります。その内容について、ご報告いたします。

当社の事業開始時期につきましては、皆様ご承知の通り「平成28年10月」という目標を掲げ、現在に至るまで適合性審査がなされている状況でありますが、これを新たに「平成30年後半」に変更することといたしました。お手元の資料に基づき、変更理由について説明させて頂きます。

まず、現在進めている新規制基準への適合性審査等については、施設関係の主な審査は終了いたしましたが、一方の地震等関係は、地質や火山等に引き続き、今後、基準地震動や津波影響評価等の審査に対応してまいります。

基準地震動につきましては、先行施設の審査を踏まえて見直し、設工認の耐震評価についても再評価し、補正申請を行ってまいります。

これらの審査等が全て終了し、許可、認可を取得するのは、平成29年後半までかかるものと見込まれます。

その上で、新規制基準の対策工事、設工認取得後の使用前検査、使用済燃料輸送や最終使用前検査が必要となります。

以上の点を勘案して、事業開始時期を、平成30年後半といたしました。

引き続き、適合性審査が着実に進められるように全力で取り組むとともに、安全性向上への取り組みに終わりはないという意識のもと、安全を第一義に、事業開始に向けて、全社をあげて取り組んでいく所存であ

ります。

なお、この事業開始時期の変更につきましては、すみやかに、原子力規制委員会へ手続きをする予定であります。

最後に、一言申し上げさせていただきます。当社事業は地域の皆さまのご理解、ご信頼をいただきこそ成り立つものであります。

今回お示しいたしました事業開始時期は、当社として「必達目標」であり、私自身、この「平成30年後半」の目標達成に向けて、全身全霊を傾けて取り組んでまいります。

また、当社の事業運営・活動に関して、さらに一層の情報公開・広報活動を進めてまいりますが、今後、適合性審査の状況によってより精度の高い目標が明らかになった場合には、速やかに報告・公表いたします。

引き続き、地元の企業として、皆さんに信頼をいただけるよう、取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

添付：使用済燃料貯蔵施設の事業開始時期の変更について

## 使用済燃料貯蔵施設の事業開始時期の変更について

- ◎ これまでの計画：「平成28年10月」事業開始  
新しい計画：「平成30年後半」事業開始
- ◎ 平成26年1月に「事業変更許可申請書」を提出し、新規制基準適合性審査（原子力規制庁によるヒアリング審査）に全力で取り組んできた。  
その結果、施設関係の主な審査は終了したが、地震等関係では、地質の審査が概ね終了し火山等の審査が進んだものの、基準地震動等の審査がこれからとなっており、審査にさらに時間を要する状況となっている。

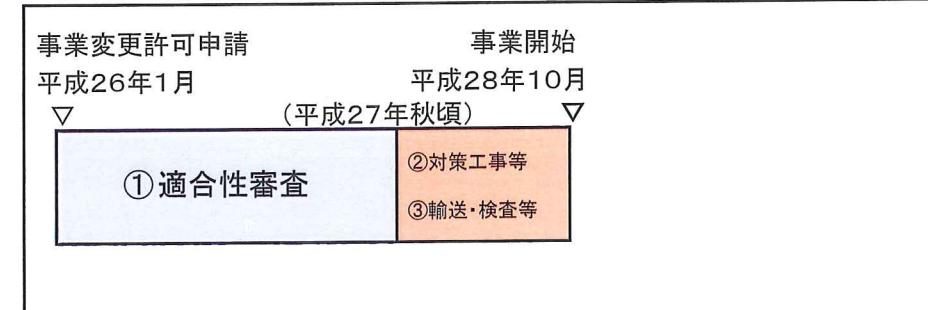
- ◎ 新しい計画
  - 新規制基準適合性審査
    - ・施設関係は、後段規制となる「設工認」及び「保安規定」の審査対応を進める。
    - ・地震等関係は、本年6月から公開審査会合で審査されることとなり、地質や火山等に引き続き、基準地震動や津波影響評価等の審査に対応する。
    - ・なお、基準地震動は、先行施設の審査を踏まえて見直し、設工認の耐震評価についても再評価・補正申請を行う。
    - ・これらの審査等が全て終了し、許可・認可を取得するのは、平成29年後半と想定した。

- 対策工事・使用前検査・輸送等
  - ・竜巻対策工事及び基準地震動の見直しによるクレーン等の補強工事が必要となると想定した。
  - ・設工認認可取得後の施設類の使用前検査、使用済燃料を装荷したキャスクの搬入手続きやそのキャスクを用いた最終使用前検査が必要となる。

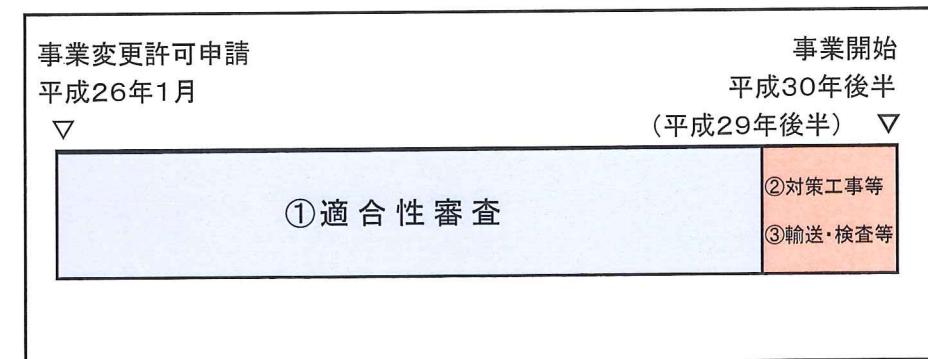
○以上を踏まえ、事業開始時期を、平成30年後半とした。

- ◎ 今後の対応  
引き続き、適合性審査が着実に進められるように全力で取り組むとともに、安全性向上への取り組みに終わりはないという意識のもと、安全を第一義に、事業開始に向けて、全社をあげて取り組んでいく。

### 【これまでの計画】



### 【新しい計画】



(補足)

- ① 適合性審査：事業変更許可申請書および設工認の審査。
- ② 対策工事等：新規制基準を踏まえた対策工事（使用前検査含む）。
- ③ 輸送・検査等：施設類の検査、使用済燃料を装荷したキャスクの搬入手続きや作業、搬入したキャスクを用いた最終使用前検査。

以上